

<p>第12条(専門人材の適正配置等) ①保健所には、所長と第9条の各号の規定による業務を進行するのに必要な免許・資格または専門知識を持った人材(以下“専門人材等”とする)を置かなければならない。</p> <p>②市・道知事は、保健所の専門人材等の適正配置のため必要と見なした時は、地方公務員法第30条の2第2項の規定により、保健所間で専門人材等の交流を行うことができる。</p>	<p>ばならない。</p> <p>第10条(専門人材等の配置基準) ①法第12条の規定により、保健所および保健支所には、医務・歯務・薬務・保健・看護・医療技術・食品衛生・栄養・保健統計・電算等の保健医療に関する業務を専門担当する専門人材等を置く。</p> <p>②第1項の規定による専門人材等の免許または資格の種別の最小配置基準は、保健福祉部令で定める。</p> <p>第11条(保健所長) ①保健所に保健所長(保健医療院の場合には院長を言う。以下同じ)1名を置くが、保健所長は医師免許を持った者のうち、市長・郡守・区庁長が任用する。但し、医師の免許を持った者で保健所長を補充するのが困難な場</p>	<p>第6条(専門人材等の配置) ①令第10条第2項の規定による、専門人材等の免許または資格の種別による最小配置基準は別表2の通りである。</p> <p>②市長・郡守・区庁長は、第1項の規定による専門人材等の最小配置基準による専門人材等の定員を確保するため、当該の市・郡・区(自治区を言う)の職制および定員に関する規則に、これを反映しなければならぬ。</p> <p>③市長・郡守・区庁長は、特別な理由がない限り、保健所および保健支所の専門人材等を、その所持する免許または資格と関連の職位に補職しなければならない。</p>
--	--	--

合は、地方公務員任用令別表 1 による保健医務職群の公務員を保健所長として任用することができる。

②市長・郡守・区庁長は、第 1 項の但し書きの規定により、保険医務職群の公務員を保健所長に任用する場合は、当該の保健所で実際に行なう業務の職列の公務員として、保健所長に任用される前の最近 5 年以上の勤務経験がある者の中から任用しなければならない。

③保健所長は、市長・郡守・区庁長の指揮・監督を受け、保健所の業務を掌握し、所属公務員を指揮・監督して、管轄保健支所と農漁村等の保健医療のための特別処置法第 2 条第 4 項の規定による保健診療所(以下“保健診療所”とする)の職員および業務について指導・監督する。

第 12 条(保健支所長) ①保健支所に保健支所長 1 名を置くが、保健支所長は地方医務職または専門職公務員で任用する。

②保健支所長は、保健所長の指揮・監督を受け、保健支所の業務を掌握し、所属職員を指揮・監督して、保健診療所の職員および業務に対して指導・監督する。

第 13 条(専門人材等の任用資格基準) 法第 12 条の規定により、専門人材等の配置のための任用資格基準は、該当分野の免許または資格を所持した者

<p>③保健所福祉部長官と市・道知事は、保健所の専門人材等の資質向上のために必要な教育訓練を施行しなければならぬ。</p>	<p>とすが、当該の分野の業務に2年以上従事した者を優先に任用しなければならない。</p> <p>第14条(専門人材に対する教育訓練) ①保健福祉部長官または市・道知事は、法第12条第3項の規定により、専門人材等の新規任用のための基本教育訓練と、職務分野別の専門教育訓練を実施しなければならない。</p> <p>②保健福祉部長官または市・道知事は、第1項の規定による教育訓練を、所属教育訓練機関で受けさせたり、別の行政機関所属の教育訓練機関、または民間教育機関に委託して受けさせることができる。</p>	<p>第7条(専門人材等に対する教育訓練) ①市長・郡守・区庁長は、新規の任用や5級以上の公務員に昇進任用する専門人材等に対しては、特別な理由がない限り、職級と職務分野に相応する基本教育訓練課程を履修させた後に補職しなければならない。但し、保健福祉部長官が認定した教育訓練機関で、所定の課程を終えた者は、補職後に基本教育訓練を実施することができる。</p> <p>②市・道知事は、令第14条第2項の規定により、専門人材等の教育訓練を、他の行政機関所属の教育訓練機関または民間教育訓練機関に委託して受けさせる時は、教育訓練費用の全部または一部を該教育訓練機関に補助することができる。</p> <p>③専門人材等に対する教育訓練課程、教育訓練内容、教育訓練機関の選定等に関して、必要な事項は保健福祉部長官が定める。</p>
<p>④保健福祉部長官は保健所の専門人材等に対し、その配置および運営実態を調査することができる。またその配置および運営が不適切であると判断された時は、その是正のために市・道知事は市長・郡守・区庁長に助言または勧告、指導す</p>	<p>第15条(専門人材等の配置および運営実態調査)</p> <p>①保健福祉部長官は、法第12条第4項の規定により、専門人材等の配置および運営実態調査を、2年ごとに実施しなければならない。必要な場合は市・道または市・群・区に対し、随時その実態調</p>	

ることができる。

査を実施することができる。

②保健福祉部長官は、第1項の規定による実態調査の結果、専門人材等の適切な配置および運営に必要であると判断される場合は、市・道知事に専門人材等の交流を勧告することができる。

第8条(専門人材等の交流勧告) 令第15条第2項の規定により、保健福祉部長官が市・道知事に、専門人材等の配置および運営の是正のため、専門人材等の交流を勧告することができる場合は、次の各号のとおりである。

1. 専門人材等の均等ある配置のために交流する場合
2. 保健所の相互間の協調を増進するため、隣接する保健所間で交流する場合
3. 専門人材等の縁故地配置のため必要な場合

第16条(専門人材等の欠員補充) ①市・道知事または市長・郡守・区庁長は、保健所に専門人材等の欠員が生じた時は、遅滞なくその補充に必要な処置を取らなければならない。

②市長・郡守・区庁長は、第1項の規定による専門人材等の欠員補充のために必要な時は、保健福祉部長官または市・道知事に配置を希望する専門人材等(以下この条では“任用希望者”とする)の推薦を要請することができる。

③保健福祉部長官または市・道知事は、専門人材等の欠員補充のため、任用希望者の名簿作成し備えて置かなければならず、第2項の規定により任

第9条(任用希望者名簿の登載申請) 専門人材等は、令第16条第3項の規定により、任命希望者名簿に登載を希望する場合は、別

<p>⑤第 1 項の規定による専門人材等の配置および任用資格基準と、第 3 項の規定による教育訓練の対象、期間、評価、その結果処理などに関する必要な事項は、大統領令で定める。</p>	<p>用希望者の推薦の要請を受けた場合は、遅滞なく任用希望者の名簿に登載された者の中から、任用希望者を推薦しなければならない。</p>	<p>紙第 1 号書式の任用希望者名簿登載申請書に、次の各号の書類を添付し、保健福祉部長官または市・道知事に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 履歴書 1 部</li> <li>2. 免許証または資格証の写本 1 部</li> </ol>
<p>第 13 条(施設の利用) 保健所は保健医療に関する実験または検査のため、医師・歯科医師・漢方医師・薬事等とその施設の利用を許可したり、他人の由来を受けて実験または検査をすることができる。</p>	<p>第 17 条(教育訓練の対象等) 法第 12 条第 5 項の規定による教育訓練課程別の教育訓練の対象、および期間は、次の各号のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 基本教育訓練は、当該の職級の公務員で、必要な能力と資質を養えるように、新規で任用される専門人材等を対象に行なうが、教育訓練期間は 3 週間以上とする。</li> <li>2. 専門教育訓練は、保健所で現在担当していたり、担当する職務分野に必要な専門的知識と技術を習得できるよう、在職中の専門人材等を対象にするが、教育訓練期間は 1 週間以上とする。</li> </ol>	
<p>第 18 条(施設利用の便宜提供等) ①市・道知事、市長・郡守・区庁長、保健所長および関係公務員は、法第 13 条の規定による保健所の施設利用、実験または検査の以来に対して、正当な理由なくこれを拒否することはできず、必要な便宜を提供しなければならない。</p> <p>②保健所長は、第 1 項の規定により、他人の以来</p>	<p>第 18 条(施設利用の便宜提供等) ①市・道知事、市長・郡守・区庁長、保健所長および関係公務員は、法第 13 条の規定による保健所の施設利用、実験または検査の以来に対して、正当な理由なくこれを拒否することはできず、必要な便宜を提供しなければならない。</p> <p>②保健所長は、第 1 項の規定により、他人の以来</p>	

<p>第14条(手数料等) ①保健所はその施設を利用した者、実験または検査を依頼した者、または診療を受けた者から手数料または診療費を徴収できる。</p> <p>②第1項の規定による手数料と診療費は、保健福祉部長官が定める基準に従い、当該の地方自治団体の条例で定める。</p> <p>第15条(保健所の施設) 保健所には、保健福祉部長官が定める施設・装備等を備えなければならない。</p> <p>第16条(保健所等の表示) 保健所長は、地域住民が保健所または保健支所を分かりやすく、また便利に利用できるように、保健福祉部長官が定める表示をしなければならない。</p> <p>第17条(保健所等の会計) 保健所および保健支所の手数料および診療費の収入は、地方財政法第13条の規定による収入対替経費の方法により直接使用できる。また会計事務は当該の地方自治団体の規則が定めるところにより簡素化できる。</p>	<p>を受けて実験または検査を行なった時は、その結果を遅滞なく依頼人に通知しなければならない。</p>	<p>第10条(保健教育の結果提出) &lt;削除 99.8.9&gt;</p> <p>第11条(健康診断等の申告) 法第18条の規定により、地域住民の多数を対象に健康診断・予防接種または巡回診療等、住民の健康に影響を及ぼす行為(以下“健康診断等”</p>
<p>第18条(健康診断等の申告) 医療機関ではない者が、地域住民の多数を対象に健康診断・予防接種、または巡回診療等、住民の健康に影響を及ぼす行為(以下“健康診断等”とする)を行う場合は、保健福</p>	<p>第19条(保健教育の結果提出) &lt;削除 99.8.9&gt;</p> <p>第20条(健康診断等の承認および結果提出) &lt;削除 99.8.9&gt;</p>	<p>第10条(保健教育の結果提出) &lt;削除 99.8.9&gt;</p> <p>第11条(健康診断等の申告) 法第18条の規定により、地域住民の多数を対象に健康診断・予防接種または巡回診療等、住民の健康に影響を及ぼす行為(以下“健康診断等”</p>

<p>社部令が定めるところにより、健康診断等を行う地域を管轄する保健所長に申告しなければならない。医療機関が医療機関外の場所で地域住民の多数を対象に健康診断等を行う場合も同じである。〈改定 99.2.8〉</p> <p>第19条(費用の補助) ①国家と市・道は、保健所の設置と運営に必要な費用、および地域保健医療計画の施行に必要な費用の一部を補助しなければならない。</p> <p>②第1項の規定による国庫補助金は、設置費と付帯費においてはその3分の2以内とし、運営費および地域保健医療計画の施行に必要な費用においてはその2分の1以内とする</p> <p>第20条(報告等) 保健福祉部長官は地方自治団体に対し、保健福祉部令が定めるところにより、保健所の設置・運営に関して報告をさせたり、指導・監視を行うことができる。</p>	<p>第21条(健康診断等の協議および結果提出) &lt;削除 99.8.9&gt;</p>	<p>とする)を行なう者は、健康診断等を実施する3日前までに、別紙第3号書式の健康診断等申告書に、次の各号の書類を添付し、管轄保健所長に申告しなければならない。</p> <p>1. 医師・歯科医師または漢方医師免許証の写本1部</p> <p>2. 医療機関開設許可証、または申告証1部(医療機関に限る)</p> <p>&lt;改定 99.8.9&gt;</p>
<p>第12条(報告等) ①市長・郡守・区庁長は、</p> <p>法第20条の規定により、保健所の設置・運営に関して毎年6月末と12月末に、別紙第5号書式の保健所設置運営現況で、市・道知事を経て保健福祉部長官に報告しなければならない。</p>		

<p>②保健福祉部長官は、保健所の設置・運営に関する指導・監督のために必要な場合は、所属公務員に実態調査を行なわせることができる。その実態調査の結果、不適切だと判断された場合は、地方自治団体に対して、その是正を行なうように要求しなければならぬ。</p>		
<p>第 21 条(類似名称の使用禁止) この法による保健所・保健診療院または保健支所ではなければ、各々保健所・保健医療院または保健支所という名称を使用してはならない。</p> <p>第 22 条(医療法に対する特例) 第 8 条の規定による保健医療院は、医療法第 3 条第 4 項の規定による病院、または同条第 6 項の規定による歯科医院または漢方医院と見なす。また保健所および保健支所は、同条第 6 項の規定による医院・歯科医院・または漢方医院と見なす。</p> <p>第 23 条&lt;削除 99.2.8&gt;</p> <p>第 24 条(権限の委任等) ①この法による保健福祉部長官の権限は、大統領令が定めるところにより、その一部を市・道知事または市長・郡守・区庁長に委任することができる。</p> <p>②市・道知事または市長・郡守・区庁長は、この法による保健所および保健支所の業務のうち、保健福祉部長官から委任または再委任を受けた業務</p>		<p>第 22 条(業務の委託および代行) ①法第 24 条第 2 項の規定により、市・道知事または市長・郡守・区庁長が医療機関、その他保健医療関連機関・団</p>



<p>について、大統領令が定めるところにより、その一部を医療機関、その他保健医療の関連機関・団体に委託したり、医療法第 2 条の規定による医療人にその業務の一部を代行させることができる。</p>	<p>体に委託できる業務は次の各号のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法第 9 条第 2 号の規定による伝染病の診療</li> <li>2. 法第 9 条第 2 号の規定による伝染病の予防業務のうち、防疫消毒業務</li> <li>3. 法第 9 条第 12 号の規定による家庭・社会福祉施設等を訪問して行なう保健医療事業</li> <li>4. 法第 9 条第 13 号および第 14 号の規定による特殊な専門知識、および技術を要する診療、実験または検査業務</li> <li>5. 法第 9 条第 16 号の規定による、その他地域住民の保健医療の向上・増進のため、特に必要であると見なされた業務</li> </ol> <p>②法第 24 条第 2 項の規定により、市・道知事または市長・郡守・区庁長が、医療法第 2 条の規定による、医療人に代行させることができる業務は、次の各号のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法第 9 条第 13 号の規定による特殊な専門知識および技術を要する診療業務</li> <li>2. 法第 9 条第 16 号の規定による、その他地域住民の保健医療の向上・増進のため、特に必要であると見なされた業務</li> </ol> <p>③法第 24 条第 3 項の規定による費用補助、実費弁償、その他業務の委託、および代行に関する必要な事項は、当該の地方自治団体の条例で定める。</p>
<p>③市・道知事または市長・郡守・区庁長は、第 2 項の規定により業務を委託した場合は、その費用の全部または一部を補助することができる。また医療人にその業務の一部を代行させた場合は、そ</p>	

の業務遂行に所要される実費を弁償することができ。

第 25 条(罰則) <削除 99.2.8>

第 26 条(過怠料) ①次の各号のひとつに該当する者は、300 万ウォン以下の過怠料に処する。<99.2.8 改正>

1. 第 18 条の規定による申告を行わなかったり、虚

偽の申告をして健康診断を行なった者

2. 第 21 条の規定に違反し、類似名称を使用した者

②第 1 項の規定に過怠料は、当該の地方自治団体の条例が定めるところに従い、当該の市・道知事または市長・郡守・区庁長が賦課・徴収する。

③第 2 項の規定による過怠料処分に不服がある者は、その処分の告知を受けた日から 30 日以内に、当該の市・道知事または市長・郡守・区庁長に異議を提起することができる。

④第 2 項の規定による過怠料処分を受けた者が、第 3 項の規定により異議を提起した場合、当該の市・道知事または市長・郡守・区庁長は、遅滞なく管轄法院にその事実を通報しなければならぬ。その通報を受けた管轄法院は非訟事件節次法による過怠料の裁判を行なう。

⑤第 3 項の規定による期間内に異議を提起せず、過怠料を納付しない場合は、地方税滞納処分の例により、これを徴収する。

附 則	附 則	附 則
<p>第1条(施行日) この法は1996年7月1日から施行する。</p> <p>第2条(保健所等に関する経過措置) この法の施行当時、従来の規定により設置された保健所・保健医療院または保健支所は、この法により設置された保健所・保健医療院または保健支所と見る。</p> <p>第3条(罰則適用に関する経過措置) この法の施行前の行為に対する罰則の適用は、従来の規定に基づく。</p> <p>第4条(他の法律の改正) ①薬事法のうち、次のとおり改正する。</p> <p>第21条第5項第7号のうち、“保健所法”を“地域保健法”とする。</p> <p>②医療法のうち、次のとおり改正する。</p> <p>第52条第1項第2号のうち、“保健所法”を“地域保健法”とする。</p> <p>③医療技士等に関する法律のうち、次のとおり改正する。</p> <p>第21条第1項第2号のうち“保健所法”を“地域保健法”とする。</p>	<p>第1条(施行日) この令は交付した日から施行する。</p> <p>第2条(地域保健医療計画に関する適用例) 第5条第1項の規定により、最初に樹立する地域保健医療計画(年次別施行計画を除く)は、1998年12月31日まで適用する。</p> <p>第3条(地域保健医療計画およびその年次別施行計画の提出時期に関する経過措置) 第5条第1項の規定により、最初に樹立する地域保健医療計画およびその年次別施行計画の提出時期は、第5条第2項の規定に関わらず、市長・郡守・区庁長の場合は1996年12月31日までとし、市・道知事の場合は1997年2月までとする。</p> <p>第4条(保健所長に関する経過措置) この令の施行当時、保健所長として在職中の者は、第11条第2項の規定に関わらず、この令の規定により保健所長に任用されたものと見なす。</p> <p>第5条(他の法令の改正) 医療法施行令のうち、次のとおり改正する。</p> <p>第7条第2項第1号のうち、“保健所法”を“地域保健法”とする。</p>	<p>①(施行日) この規則は交付した日から施行する。</p> <p>②(専門人材等の配置に関する経過措置) 市長・郡守・区庁長が第6条第2項の規定により、当該の市・郡・区(自治区を言う)の職制および定員に関する規則を改定する場合は、第6条第1項の規定に関わらず、1998年12月31日までは別表2の基準による専門人材等を配置したものと見なす。</p>

附 則 (99. 2. 8)	附 則 (99. 8. 9)	附 則
<p>①(施行日) この法は公布後の 6 ヶ月が経過した日から施行する。</p> <p>②(健康診断等の申告に関する経過措置) この法の施行当時、従来の規定により地域住民の多数を対象にした健康診断等に関して保健所長の承認を受けた者で、その健康診断等を終了しなかった者と、承認申請後の手続きが進行中の者は、第 18 条の改正規定による申告した者と同見なす。</p> <p>③(罰則適用に関する経過措置) この法の施行前の行為に対する罰則の適用においては、従来の規定に基づく。</p>	<p>この令は、1999 年 8 月 9 日から施行する。</p>	<p>この規則は 1998 年 8 月 9 日から施行する。</p>

## 第2章 韓国の公衆衛生専門家の養成システム

### 1. 公衆衛生専門家の養成システムの概要

韓国では、保健所や保健支所に勤務する、医務職（医師、歯科医師、韓方医師）、業務職（薬剤師）、医療技師（放射線技師、臨床検査技師）、看護職（看護師）、保健職、行政職などの公衆衛生専門家は全て公務員であり、その任用や教育研修に関しては、全ての公務員（国家、地方）に共通するシステムを構築している。

韓国の公務員の任用に関しては、わが国と同様に、試験を実施し、合格者を採用する、というものであるが、任用後の教育研修システムが充実している。つまり、政府（中央、地方）、職種、職級によって受講すべき教育研修が定められており、また教育研修の受講が昇級の評価に反映されるなど、人材育成と人事管理が密接に結びついている。

一般の公務員（事務官など）を対象とした教育研修は、中央公務員教育院（Central Officials Training Institute: COTI）、自治人材開発院、市・道地方公務員教育院などにおいて、国家・地方公務員を対象に、基本教育訓練（新規の採用者や新規に昇級した者に対する初任者研修）や専門教育訓練（職務分野別の研修など）が実施されている。

保健所に勤務する（地方）公務員の基本教育訓練は、自治人材開発院や市・道地方公務員教育院などで、他の地方公務員と同様に実施される。また保健所職員の専門教育訓練に関しては、そのほとんどが韓国保健福祉人材開発院（Korea Human Resource Development Institute for Health and Welfare: KHRDI）で実施されている。

### 2. 一般教育制度

韓国の教育制度は、小学校6年、中学校3年、高等学校3年、大学4年（専門大学は2～3年）、大学院（修士課程2年、博士課程3年）で、ほとんど日本と同様である。

### 3. 公務員制度

#### (1) 国家公務員

国家公務員の制度に関しては、国家公務員法によって定められている。

国家公務員の階級は9級から1級までの範囲で定められており、数が減少していくにしたがって高い階級となる（第4条）。

採用は公開競争試験によって実施される（第28条）。採用試験は9級、7級、5級の3種類がある。合格者は採用候補者名簿に登録され、その有効期間（5級は5年間、その他は2年間）の範囲内で任用される（第38条、39条）。また新規採用者は、5級の場合は1年間、6級以下の場合は6ヶ月間、「試補」として仮採用され、その期間中に勤務成績が良好な場合に、正規の公務員として任用される（第29条）。

5級で任用されるのはいわゆるキャリアで、大学卒業以上の者が対象である。任用後は、4級、3級、2級と昇級していく。一方、9級と7級で任用されるのはいわゆるノンキャリアで、おおむね高等学校卒業以上の者が対象である。任用後は、8級、7級、6級、5級と昇級していくが、一般的には5級に昇級するまでに20年以上の勤務年数を必要とする。

昇進は、勤務成績評定、経歴評定、その他能力の実証による（第40条）。ただし5級への昇進では必ず昇進試験が実施される（第40条）。これは、5級（キャリア）と6級（ノ

ンキャリア)の間に、試験という明確な規準による区分を設定していることを示している。なお6級以下の級でも昇進試験が実施される場合がある(一般昇進試験とよばれる)が、その場合、下位の級の中から候補者があらかじめ設定され、評価においても試験成績だけでなく勤務成績などが考慮される(第41条)。それに対して、5級への昇進試験は公開競争昇進試験とよばれ、昇進の機会均等、有能な公務員の抜擢を目的として、全ての6級公務員に受験資格が与えられ、また評価も試験成績のみによって行われる(第41条)。

勤務成績評定は、所属機関長によって、定期的または随時に、客観的かつ厳正に実施される(第51条)。また所属機関長はその評定の結果を人事管理面に反映させなければならない(第51条)。

定年は、5級以上の場合は60歳、6級以下の場合は57歳である(第74条)。

現在、韓国では、公務員の人気非常に高く、9級に大学卒業者、7級に修士修了者が応募することが多い。また5級の採用試験は非常に難関で、司法試験よりも倍率が高いとされている。

## (2) 地方公務員

地方公務員の制度に関しては、地方公務員法によって定められているが、基本的には国家公務員と同様の制度である。

階級は、国家公務員と同様に、9級から1級までの範囲で定められる(第4条)。

採用は公開競争試験によって実施される(第27条)。採用試験は5~9級の各階級で実施される(第32条)。合格者は新規任用候補者名簿に登録され、その有効期間(5級は5年間、その他は2年間)の範囲内で任用される(第36条、37条)。また新規採用者は、5級の場合は1年間、6級以下の場合は6ヶ月間、「試補」として仮採用され、その期間中に勤務成績が良好な場合に、正規の公務員として任用される(第28条)。

昇進は、勤務成績評定、経歴評定、その他能力の実証による(第38条)。ただし5級への昇進では必ず昇進試験が実施される(第38条)。なお6級以下の級でも昇進試験が実施される場合がある(一般昇進試験とよばれる)が、その場合、下位の級の中から候補者があらかじめ設定され、評価においても試験成績だけでなく勤務成績などが考慮される(第39条の2)。それに対して、5級への昇進試験は公開競争昇進試験とよばれ、昇進の機会均等、有能な公務員の抜擢を目的として、全ての6級公務員に受験資格が与えられ、また評価も試験成績のみによって行われる(第39条の2)。

勤務成績評定は、任用権者(地方自治体の長)によって、定期的または随時に、客観的かつ厳正に実施される(第76条)。また任用権者はその評定の結果を人事管理面に反映させなければならない(第76条)。

定年は、5級以上の場合は60歳、6級以下の場合は57歳である(第66条)。

保健所長の職級は、行政自治部の規定により、人口10万人以上で4級、10万人以下で5級となっている。医師の場合は、5級で任用され、5年以上の勤務で4級に昇級するため、任用時から保健所長に就任することができる。一方、医師資格をもたない保健職の場合は、ほとんどが9級で任用されるため、保健所長(5級)に就任するためには20年以上の勤務を必要とする。

#### 4. 公務員の教育訓練制度

##### (1) 法令における規定

公務員の教育訓練の義務等に関しては、国家公務員法第 50 条、地方公務員法第 74 条において、以下のように定められている。

- ・すべての公務員及び試補公務員となる者は、担当職務に関連した学識・技術及び応用能力の育成のため、法令が定めるところにより訓練を受けなければならない。
- ・行政機関や地方自治体の長、及び各級監督職位にある公務員は、日常業務を通して継続的に部下職員を訓練させる責任を負う。
- ・訓練成績は人事管理面に反映させなければならない。

また公務員教育訓練法第 10 条、地方公務員教育訓練法第 4 条においても同様に、「行政機関や地方自治体の長は所属する公務員に教育訓練を履修させなければならない」と定められている。

このように韓国では、国家・地方公務員の教育訓練制度が確立しており、国家・地方公務員は教育訓練を履修する義務があること、行政機関や地方自治体の長は所属する公務員に教育訓練を履修させる義務があること、教育訓練の成績は人事管理面（昇級など）に反映させなければならないこと、が明確に規定されている。

##### (2) 公務員の教育訓練制度の概要

公務員の教育訓練は「基本教育訓練」と「専門教育訓練」に大別できる。基本教育訓練は、当該職級に新規に任用された者や新規に昇級した者を対象に実施される、職級別の初任者研修である。専門教育訓練は職務分野別の継続教育であり、当該階級ごとに指定された教育課程を受講することが昇級の評価に反映される。

国家公務員の教育訓練機関として、中央公務員教育院が 5 級以上の公務員の基本教育訓練を実施する（公務員教育訓練法第 3 条）。また各行政機関に設置される教育訓練機関が 6 級以下の公務員の基本教育訓練を実施する（同第 4 条）。ただし、教育訓練機関を設置していない行政機関に関しては、中央公務員教育院が 6 級以下の公務員の基本教育訓練を行う。

地方公務員の教育訓練機関として、市・道が設置する地方公務員教育院が教育訓練を実施する（地方公務員教育訓練法第 5 条第 1 項）。ただし、5 級以上の地方公務員に対する教育訓練に関しては、行政自治部が設置する自治人材開発院が実施する（同第 3 項）。

専門教育訓練に関しては、上述した教育訓練機関以外（他の行政機関や他の地方自治体の教育訓練機関、民間教育機関など）に委託して実施することが認められている（公務員教育訓練法第 13 条、地方公務員教育訓練法第 11 条）。また、上述した公務員教育訓練機関（中央公務員教育院、地方公務員教育院など）は、効率的な運営のために必要な場合には、教育訓練施設及び教育訓練課程等を国家機関・公共団体または民間に有償で提供することができる（公務員教育訓練法第 16 条、地方公務員教育訓練法第 18 条）。

## 5. 公衆衛生専門家の教育訓練に関する関連法規

### (1) 地域保健法令における規程

公衆衛生専門家の教育訓練は、地域保健法令によって、以下のように定められている。

#### ○地域保健法

##### 第12条(専門人材の適正配置等)

- ③保健福祉部長官と市・道知事は、保健所の専門人材等の資質向上のために必要な教育訓練を施行しなければならない。
- ⑤第1項の規定による専門人材等の配置および任用資格基準と、第3項の規定による教育訓練の対象、期間、評価、その結果処理などに関する必要な事項は、大統領令で定める。

#### ○地域保健法施行令

##### 第14条(専門人材に対する教育訓練)

- ①保健福祉部長官または市・道知事は、法第12条第3項の規定により、専門人材等の新規任用のための基本教育訓練と職務分野別の専門教育訓練を実施しなければならない。
- ②保健福祉部長官または市・道知事は、第1項の規定による教育訓練を、所属教育訓練機関で受けさせたり、別の行政機関所属の教育訓練機関、または民間教育機関に委託して受けさせることができる。

##### 第17条(教育訓練の対象等)

- ・法第12条第5項の規定による教育訓練課程別の教育訓練の対象、および期間は、次の各号のとおりである。
  - 1. 基本教育訓練は、当該の職級の公務員で、必要な能力と資質を養えるように、新規で任用される専門人材等を対象に行うが、教育訓練期間は3週間以上とする。
  - 2. 専門教育訓練は、保健所で現在担当したり、担当する職務分野に必要な専門的知識と技術を習得できるよう、在職中の専門人材等を対象にするが、教育訓練期間は1週間以上とする。

#### ○地域保健法施行規則

##### 第7条(専門人材等に対する教育訓練)

- ①市長・郡守・区庁長は、新規の任用や5級以上の公務員に昇進任用する専門人材等に対しては、特別な理由がない限り、職級と職務分野に相応する基本教育訓練課程を履修させた後に補職しなければならない。但し、保健福祉部長官が認定した教育訓練機関で、所定の課程を終えた者は、補職後に基本教育訓練を実施することができる。
- ②市・道知事は、令第14条第2項の規定により、専門人材等の教育訓練を、他の行政機関所属の教育訓練機関または民間教育訓練機関に委託して受けさせる時は、教育訓練費用の全部または一部を該当教育訓練機関に補助することができる。
- ③専門人材等に対する教育訓練課程、教育訓練内容、教育訓練機関の選定等に関して、必要な事項は保健福祉部長官が定める。



地域保健法第 12 条において、国（保健福祉部）と地方自治体（市・道）が保健所職員などの公衆衛生専門家に対する教育研修を実施することが義務づけられている。また施行令及び施行規則において、3 週間以上の基本教育訓練、職務分野別の 1 週間以上の専門教育訓練を実施すること、教育訓練を政府附属の機関、他の行政機関附属の機関、民間機関に委託できること（外部委託の場合は、教育研修の費用を負担すること）などが規定されている。

これらの法律にしたがえば、保健所職員の教育訓練（基本、専門）は、地方自治体が教育訓練機関を保有している場合はそこで実施されるが、そうでない場合は、他の機関に委託されることになる。そして KHRDI は、保健所職員の専門教育訓練の委託先の機関の一つとして位置づけられる。

なお保健所職員の専門教育訓練のほとんどは KHRDI に委託されているが、それ以外に、自治人力開発院、民間機関、大学などに委託されることもある。

## （2）教育訓練の民間委託に関する規定

保健福祉関連の教育訓練を KHRDI に委託することに関しては、以下の法令によって定められており、KHRDI はこれを根拠として教育訓練を実施している。

### ○社会福祉事業従事者訓練規則

#### 第 2 条（訓練機関）

- ・社会福祉事業法第 10 条の規定により実施している訓練（以下「訓練」という）は疾病管理本部、社会福祉事業法第 33 条に規定による韓国社会福祉協議会及び保健福祉長官が指定した訓練機関（以下「訓練機関」という）が行う<改定 2003. 12. 27>

### ○国民健康増進法

#### 第 27 条（指導・訓練）

- ①保健福祉長官は保健教育を担当する者、国民栄養調査及び栄養に関する指導を担当する公務員、または保健福祉部令に定める団体及び公共機関に従事する担当者の資質の向上のため必要な指導と訓練を実施する。

### ○国民健康増進法施行規則

#### 第 22 条（訓練方法など）

- ①法第 27 条の規定による訓練は疾病管理本部、韓国保健社会研究院及び保健社会長官が定めた訓練機関が行う。

○保健福祉部告示第 2004-62

保健及び福祉関連従事者訓練機関の指定

- ・社会福祉法第 10 条及び国民健康増進法第 27 条の規定によって実施する訓練業務を担当する訓練機関を社会福祉事業従事者訓練規則第 2 条及び国民健康増進法施行規則第 22 条の規定によって次のように指定する。

訓練機関	訓練対象
韓国保健福祉人材開発院	1. 社会福祉関係の法令の施行に関する業務に従事する公務員に対する訓練 2. 社会福祉事業に従事する者で、公務員ではない者に対する訓練 3. 保健教育、栄養管理、口腔健康管理、健康診査、運動指導など健康増進を担当する公務員に対する訓練 4. 保健福祉部長官の業務委託を受けて健康増進に従事する団体及び公共機関に従事する者に対する訓練

6. 韓国保健福祉人材開発院 (Korea Human Resource Development Institute for Health and Welfare : KHRDI)

(1) 沿革

1946 年、ソウルに最初の保健所（中央保健所）が設置され、その一部門として保健教育課が設置され、保健所職員に対する教育研修が開始された。その後、1960 年に中央政府の保健福祉部の附属機関である国立保健院訓練部にその機能が移管された。

1957 年、中央社会事業従事者訓練所が設置され、社会福祉事業の従事者に対する教育訓練が開始された。その後、1960 年に国立社会事業指導者訓練院、1977 年に国立社会福祉研修院に名称が変更された。

1998 年 12 月、国立保健院訓練部と国立社会福祉研修院が組織統合され、2001 年 3 月に国立保健院保健福祉研修部に改称され、これまで別々に実施されていた保健と福祉の人材育成を包括的に実施する組織が成立した。国立保健院保健福祉研修部は 2003 年 12 月に廃止されたが、2004 年 6 月、KHRDI が財団法人として認可され、同 11 月に公式に新設された。

KHRDI は、保健福祉専門教育機関として、これまで国立保健院保健福祉研修部が担ってきた教育訓練事業を、保健福祉部からの委託により引き続き実施することとなった。また国民健康保険公団、国民年金管理公団、健康保険審査評価院の職員に対する委託教育訓練や民間団体を対象とした教育訓練も実施することとなった。

(2) 組織

組織は、院長を筆頭に、事務部と教育部で構成される。また上位組織として理事会が設置されている。事務部は、企画総括チームと総務管理チームで構成される。教育部は、教育運営、社会福祉課程、保健医療課程、社会福祉部専担公務員教育センターで構成される。

スタッフは、院長、事務部長、教育部長、教育部 18 名（うち、教授 8 名、スタッフ 10 名）、企画総括チーム 5 名、総務管理チーム 6 名、合計 32 名である。教授は、講義も行うが、主に教育課程の開発・企画・運営を担当している。

### (3) 活動

#### ①組織全体の目標と事業内容

KHRDI のミッションは「福祉国家の未来を開く保健福祉人材の創出」で、目標として「受講生の満足度の最大化」、「保健福祉人材の革新的価値の向上」、「保健福祉人材の専門性の強化」の3つを掲げている。また重点課題として「教育スタッフの能力・技術の強化」、「教育内容の充実」、「保健福祉教育関連ネットワークの強化」、「教育与件の改善」に取り組んでいる。

KHRDI の事業内容は、「保健福祉部の本部及び所属機関の公務員の教育訓練」、「社会福祉専担公務員及び地方自治体の公務員の教育訓練」、「保健福祉関連の民間従事者の教育訓練事業」、「社会保険公団の従事者の教育訓練事業」、「保健福祉分野の教育・研究用役事業」、「保健福祉教育訓練政策の開発及び研究」、「教育プログラム・教材の開発・普及・管理」、「関連機関とのネットワークの構築と連携」、「生涯学習体系のコンサルティング」である。

#### ②教育訓練事業の目標と方針

2006年度の教育訓練事業の目標は「教育成果を最大化することによって、保健福祉システムの効率性を向上させる」である。

教育訓練の基本方針は「中央・地方政府の政策の企画・実施の能力の向上」、「地方分権に適合した公共団体、民間団体の対応能力の向上」、「持続的な革新による保健福祉専門人材の役割の再構築」、「生涯学習体系の普及を通じた、学習の組織化への変化の促進」である。

また重点推進事項は以下のとおりである。

- ・ 公共保健の強化、社会福祉の地方分権の定着など、変化する保健福祉環境に対応するための職務専門教育を拡大する
- ・ 福祉サービスの質の向上のために、社会福祉専担公務員の教育の機会を拡大し、専門性を強化する。
- ・ 保健福祉分野に特化された革新的な教育課程の開発・運営。
- ・ 機関の管理者の責務や経営管理に関する教育の拡大運営。
- ・ 保健福祉部本部において職務遂行に必要な高度な政策理論・政策企画力の向上のための教育運営。
- ・ 教育運営・評価方式の改善を通じた教育の質の管理。
- ・ 参与型－問題解決型の教育方法の拡大導入。

## 7. KHRDI の教育訓練プログラム

### (1) 概要

KHRDI の教育課程は「公務員教育」と「民間教育」に大別される。そして公務員教育は「国家公務員（保健福祉部）教育」と「地方公務員教育」に大別される。さらに地方公務員教育は「保健分野教育」、「福祉分野教育」、「専担公務員教育」に大別される。なお KHRDI の公務員教育は全て専門教育訓練であり、基本教育訓練は実施していない。

「保健分野教育」は、主に市・道（衛生主管部局、保健環境研究院など）、市・郡・区（衛生主管部局、保健所、保健支所など）の公衆衛生従事者を対象とした、地域保健、公衆衛生に関する教育課程である。健康増進事業入門課程、性病及びエイズ管理課程、食品微生物検査課程など、54 課程が開講され、1 年間で合計 73 回の課程が実施されている。課程の期間は主に 5 日で、3 日あるいは 10 日の課程もある。重点教育内容として「健康増進事業の企画力と実行能力の向上」、「疾病管理の専門能力の育成」、「食品・医薬品の管理点検の機能向上」を掲げている。

「福祉分野教育」は、主に市・道、市・郡・区の社会福祉行政の担当者を対象とした、児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉など、社会福祉に関する教育課程である。社会福祉事業企画課程、地域社会福祉政策評価課程、地域社会福祉協議会管理課程など、18 課程が開講され、1 年間で合計 39 回の課程が実施されている。課程の期間は 3 日あるいは 5 日が多く、1～2 日の課程もある。重点教育内容として「地方分権化による対応能力の向上」、「地域社会福祉協議会の運営能力の向上」、「部門別福祉政策の実務執行能力の育成」を掲げている。

「専担公務員教育」は、市・道、市・郡・区において窓口福祉サービス（基礎生活保障受給者の選定・給付、葛藤管理・事例管理などの専門相談、児童・障害者・母子家庭などの地域社会福祉業務など）を担当する「社会福祉専担公務員」を対象とした教育課程である。中間管理課程（6 級対象、年 2 回）、高級実務課程（7 級対象、年 9 回）、中級実務課程（8 級対象、年 9 回）、初級実務課程（9 級対象、年 10 回）の 4 課程が開講され、各課程 5 日間で実施される。重点教育内容として「専担公務員の対人サービスの効果の向上」、「職級に応じた教育体系の樹立」、「基本義務教育体系の基盤確立」を掲げている。

「保健福祉部教育」は中央政府の保健福祉部の職員を対象とした教育課程である。高位戦略セミナー、革新戦略セミナー、理論トラック・政策トラック・政策支援課程の、23 課程が開講され、1 年間で合計 31 回の課程が実施されている。課程の期間は 2 日あるいは 3 日が多く、5 日の課程もある。重点教育内容として「保健福祉政策の企画能力の向上」、「地方政府の政策評価機能の向上」、「領域別専門教育を通じた生涯学習体系の向上」、「成果管理体系に沿った教育機会の提供」を掲げている。

「民間教育」は社会福祉関連の施設・団体の職員を対象とした、社会福祉に関する教育課程である。老人福祉館 CEO 課程、地域社会組織家課程、地域社会組織ネットワーク分析課程、社会福祉人権指導者養成課程など、25 課程が開講され、1 年間で合計 52 回の課程が実施されている。課程の期間は 3 日あるいは 5 日が多く、2 日、4 日、15 日の課程もある。重点教育内容として「福祉施設機関長の革新マインドの向上」、「地域社会組織能力の育成」、「福祉現場の人権意識の向上」を掲げている。

各分野の教育課程の一覧を以下に示す。